

教育相談・子育て支援に関する専門機関・団体・電話一覧

名称	主な相談員	相談の内容	連絡先
稚内市教育委員会	【学校教育課】 職員、指導員、教育相談員 子ども支援コーディネーター	教育課程、学習指導、特別支援教育、生徒指導に関する相談・指導・助言、法的な助言	☎23-6161 (代表) ☎23-6519 (直通)
	【こども課】 子育て支援担当指導員、家庭相談員、母子支援員、教育相談員 子ども支援コーディネーター	児童福祉法に基づき、児童等の福祉に関し、情報提供、相談対応、調査、指導を行う第一義的な窓口。児童相談所・警察署生活安全課とともに、児童虐待の通報窓口	☎23-6161 (代表) ☎23-6529 (直通)
稚内市教育相談所	指導員、教育相談員、カウンセラー SSW、子ども支援コーディネーター	性格、行動、心身障害、学校生活、家庭生活等の教育に関する相談 電話相談 面接相談 学校巡回相談、親支援、先生支援、総合案内	☎24-4402 ☎0120-085-415 (フリーダイヤル)
稚内市適応指導教室 (つばき学級)	指導員、教育相談員、カウンセラー 子ども支援コーディネーター	不登校児童生徒の学校復帰への支援 登校しぶり、不登校児童生徒の母親支援 教育相談、特別支援教育の相談	☎24-4320
稚内市早期療育通園センター	相談員、指導員	発達障害に関する相談・生活支援 主に幼稚園・保育所等の乳幼児が対象	☎22-9797
稚内市 生活福祉部保健課	保健師、相談員	乳幼児等の心と体、発育、子育て支援	☎23-4000
北海道稚内養護学校 (管内特別支援教育センター校)	専門教員 特別支援教育コーディネーター	特別支援教育全般に関する相談、学校支援	☎26-2292
宗谷総合振興局 保険環境部保健福祉室 (北海道稚内保健所) 子ども・保健推進課 (子育て支援)	医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、相談員	地域保健法に基づき、各都道府県・指定都市・中核市に設置。主な業務は栄養の改善及び食品衛生に関する事項、医事及び薬事に関する事項、保健師に関する事項、母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項、歯科保健に関する事項、精神保健に関する事項、エイズ、結核、性病、感染症その他の疾病の予防に関する事項、その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項等	☎33-3702 (代表)
市立稚内病院 小児科	医師、看護師、精神保健福祉士 臨床心理士	身体的な症状も含めての神経症や精神的疾患に関する相談・予防・治療	☎23-2300 (代表)
市立稚内病院 精神科	医師、看護師、精神保健福祉士 臨床心理士	入院等も含めての精神的疾患に関する相談・予防・治療	☎23-2300 (代表)
宗谷圏域 障害者総合相談支援センター	相談員、地域づくりコーディネーター	障害者に対する就労支援、その他福祉と医療に関する心配事相談	☎23-6667
北海道旭川児童相談所 稚内分室	児童福祉司、児童心理司、児童指導員	児童福祉法に基づき設置。18歳未満の子どもに関する様々な相談 (虐待通報窓口、養護相談、育成相談、非行相談、障害相談等) に対応。主な業務は、児童福祉司や児童心理司が保護者や関係者から子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭について必要な心理判定や調査を実施し指導を行う。行動観察や緊急保護のために一時保護の制度もある。	☎32-6171
児童養護施設 (NPO法人) 『宗谷ファミリーホーム』	児童指導員、保育士、家庭支援員	児童相談所の指導に基づき、保護者のいない児童虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を対象とした入所施設	☎23-2911
稚内市社会福祉協議会	社会福祉主事、相談員	生活保護や子ども家庭等の福祉に関する相談、保護実施の機関	☎24-1139
民生委員・児童委員 主任児童委員 (市内全地区120名)	民生委員・児童委員 主任児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受け地域住民の保護、保健・福祉・子育てに関する援助・指導などを行う。児童虐待の通告の仲介も行う。町内会単位に活躍	☎24-1139 (民生児童委員連協事務局)
稚内警察署 生活安全課	警察官、相談員、少年補導職員	非行少年の補導・保護・検挙・捜査・虐待対応 少年相談等の受理を行う。	☎24-0110
稚内市人権擁護委員協議会 旭川地方法務局稚内支局	人権擁護委員 裁判官、家裁調査官、書記官	大人やこどもの人権、非行少年についての調査 審判を行うほか、親権や養育等の親子親族に関する家事調停や審判も行う。	☎33-1122
【電話相談の案内】			
<ul style="list-style-type: none"> ■ 稚内市子育て相談電話 ■ 家庭児童相談室 ■ 旭川児童相談所稚内分室 ■ 稚内警察署・生活安全課 ■ 乳幼児子どもの発達相談 ■ こころとからだの電話相談 ■ 配偶者の暴力相談・被害者支援 ■ 稚内市地域包括支援センター ■ 全国共通『こども人権 110 番』 ■ " 『みんなの人権 110 番』 	子育て、いじめ、不登校、家庭教育 児童虐待、子育て、いじめ、不登校 児童虐待、子育て、いじめ、不登校 家庭内暴力、家出、薬物、犯罪捜査 乳幼児の子育て悩み、発達相談 こころとからだ、精神的悩み 夫の暴力に対する悩み 高齢者の介護・権利・虐待相談 いじめ、虐待、人権問題専用電話 差別・暴行・虐待、パワハラ・セクハラ	平日9:00～17:00 稚内市教育相談所 (通話料無料) 平日8:45～17:30 稚内市こども課 平日8:45～17:30 稚内分室【24時間対応】 平日9:00～17:00 稚内警察署【24時間対応】 平日9:00～17:00 稚内市早期療育通園センター 平日8:45～17:30 稚内市生活福祉部保健課 平日9:00～17:00 宗谷振興局相談センター 平日8:45～17:30 稚内市保健福祉センター 平日8:30～17:15 法務局全国共通 (通話料無料) 平日8:30～17:15 法務局全国共通 (通話料無料)	☎0120-085-415 ☎23-6529 ☎32-6171 ☎24-0110 ☎22-9797 ☎23-4000 ☎33-3399 ☎23-8585 ☎0120-007-110 ☎0575-003-110